

第2号様式(第10条関係)

令和6年7月16日

沖縄県議会議員 殿

沖縄県議会議員 下地 康教



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 下地 康教

1 収入 政務活動費 450,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	26,916	新聞購読料(沖縄タイムス・宮古新報・宮古毎日)
事務所費	147,519	事務所家賃・事務所来客用駐車場料金・水道料・電気料
事務費	73,410	固定電話料・インターネット使用料・複写機使用料及び賃借料・携帯電話料・事務用品代
人件費		
合計	247,845	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 202,155 円



資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10(政務活動のみ全額充当)

● 新聞購読料(沖縄タイムス)

充当金額：3,075円

(R6. 4月分)

充当金額：3,075円

(R6. 5月分)

お問い合わせ番号：  
領収書 No.：  
R6年4月分 領収書

〒747-5175 下地康教様  
御購読ありがとうございます。

合計 ¥3,075 円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、  
領収致しました。

〒747-5175 下地康教様  
販売店 [Redacted] 領収日 5/9  
TEL 0980-449201  
店主 吉原 功

お問い合わせ番号：  
領収書 No.：  
R6年5月分 領収書

〒747-5175 下地康教様  
御購読ありがとうございます。

合計 ¥3,075 円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、  
領収致しました。

〒747-5175 下地康教様  
販売店 [Redacted] ンター 領収日 6/6  
TEL [Redacted] 0  
店主 [Redacted]

充当金額：3,075円

(R6. 6月分)

お問い合わせ番号：  
領収書 No.：  
R6年6月分 領収書

〒747-5175 下地康教様  
御購読ありがとうございます。

合計 ¥3,075 円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、  
領収致しました。

〒747-5175 下地康教様  
販売店 [Redacted] ンター 領収日 7/3  
TEL 0 [Redacted]  
店主 [Redacted]

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

● 新聞購読料 (宮古新報 R6. 4月分~R6. 6月分)

\* 通帳引き落とし

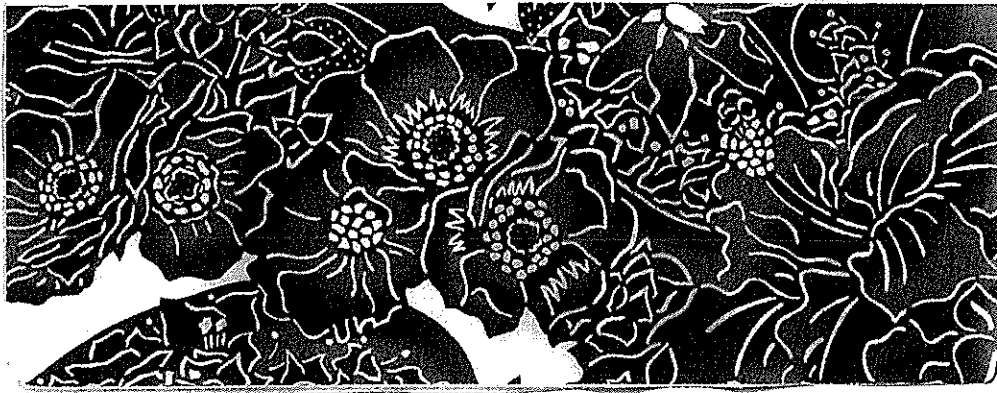
店番号 口座番号

# 政務活動費

下地 康教 様

通帳

(銀行コード 0187) 琉球銀行



年月日	記号	お支払金額 (お預り) 円	お預り金額 (お支払) 円
06-05-17	WTU	3,500	RW. ミヤコソホウ 4月分
06-06-17	WTU	3,500	RW. ミヤコソホウ 5月分

領 収 証

購読CODE12048 東1

No 09097806970

西里747-5 たいら店舗1-S

2024 年 7 月 4 日

下地 康教

様 窓口

2024 年 06 月分 領収金額 3,500 円也

受領印



品名	部数	金額
月払購読料	1	2,220
消費税(軽減税率対象5%)		177
送料(消費税10%¥91込み)		103
電子版購読料		

株式会社 宮古新聞

本社 沖縄県宮古市平

事業所 沖縄県宮古市

電話(0980)73-

上記の金額を領収致しました。登録番号 T5360001027373

6月分

資料購入費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

新聞購読料

● 新聞購読料 (宮古毎日 R6.4月分～R6.6月分)

\*通帳引き落とし

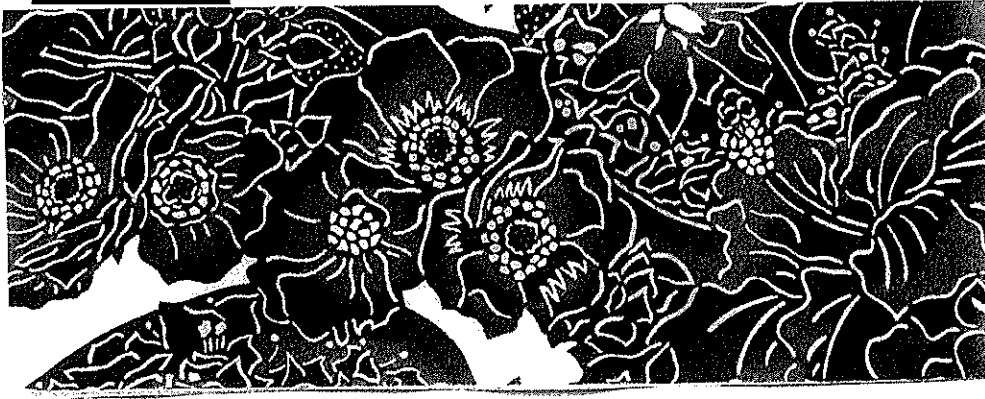
店番号 □座番号

# 政務活動費

下地 康敬 様

通帳

(銀行コード 0187) 琉球銀行



年月日	記号	お支払金額 (お預り摘要) 円	お預り金額 (お支払摘要) 円	
06-05-07	WTU	2,397	OS.ミヤコリニチヨウカ	4月分
06-06-05	WTU	2,397	OS.ミヤコリニチヨウカ	5月分
06-07-05	WTU	2,397	OS.ミヤコリニチヨウカ	6月分



充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (4月分)

領 収 証

№ A-004123

下地 康教 様

2024年 3月27日

千	百	十	万	千	百	十	一
			4	2	0	0	0
							-

但し、たいら店舗1-S  
2024年4月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里1107  
住宅情報センター株式会社

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (5月分)

領 収 証

№ A-004125

下地 康教 様

2024年 4月30日

千	百	十	万	千	百	十	一
			4	2	0	0	0
							-

但し、たいら店舗1-S  
2024年5月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里1107  
住宅情報センター株式会社



充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (6月分)

領 収 証

№ A-004124

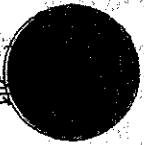
下地 康教 様

2024年5月27日

千	百	十	万	千	百	十	一	
			4	2	0	0	0	-

但し、たいす店舗1-3  
2024年6月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110  
住宅情報センター株式会



充当割合：政務活動 以外が含まれるので按分)

● 政務事務所契約駐車場料金 (1台来客用駐車場として使用)

\* 3台契約のうち1台来客用のみ計上 (R6.6月分)

・政務事務所契約駐車場料金 3,000円×1台×1カ月=3,000円  
 充当金額 3,000円

・更新事務手数料 3,000円÷1/3=1,000円  
 充当金額 1,000円

領収証 下地康敬様 No. \_\_\_\_\_

金額	3,000								
----	-------	--	--	--	--	--	--	--	--

但、令和6年6月～令和6年11月まで駐車場料金3台分と  
 令和6年5月30日 上記正に領収いたしました

内 訳  
 税抜金額 \_\_\_\_\_  
 消費税額(%) \_\_\_\_\_

有限会社トータル企画  
 取締役 平良盛  
 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根909番地の6  
 TEL(0980)73-2186

200円

CR1418

領収証 下地康敬様 No. \_\_\_\_\_

金額	1,000								
----	-------	--	--	--	--	--	--	--	--

但、ヒロバキン分契約更新事務手数料と  
 令和6年5月30日 上記正に領収いたしました

内 訳  
 税抜金額 \_\_\_\_\_  
 消費税額(%) \_\_\_\_\_

有限会社トータル企画  
 代表取締役 平良盛  
 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根909番地の6  
 TEL(0980)73-2186

CR1418

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：924 円  
(5月分)

充当金額：770 円  
(6月分)

上下水道料金納付書兼領収証  
令和 6年 5月分 令和 6年 5月17日発行

水栓番号 129-00252  
納付期限 令和 6年 6月 5日

平良字西里747番地の5  
たいら店舗 1F南(1F S)  
下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)  
登録番号 19800020003884

使用期間  
令和 6年 4月 1日～令和 6年 5月 1日

宮古島市水道事業 宮古島市長  
宮古島市長 水道事業

領収日付印  
07428  
24,5,23  
宮古センタリー-21  
ファミリーマート

収入印紙不要 (お客様控)

※この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。  
※金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。  
お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

上下水道料金納付書兼領収証  
令和 6年 6月分 令和 6年 6月19日発行

水栓番号 129-00252  
納付期限 令和 6年 7月 5日

平良字西里747番地の5  
たいら店舗 1F南(1F S)  
下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	0 m <sup>3</sup>
上水道料金	770 円
下水道料金	0 円
合計金額	770 円

(10%対象 770 円 内税 70 円)  
登録番号 19800020003884

使用期間  
令和 6年 5月 1日～令和 6年 6月 1日

宮古島市水道事業 宮古島市長  
宮古島市長 水道事業

領収日付印  
07428  
24,6,24  
宮古センタリー-21  
ファミリーマート

収入印紙不要 (お客様控)

※この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。  
※金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。  
お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：1,595 円

(4月分)

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
令和 6年 4月分

---

領収金額 **4,369 円**

料金 4,161 円  
再エネ賦課金 208 円

【再掲】  
消費税等相当額(10%) 397 円  
燃料費等調整額 -2,217.07 円  
課税対象額10% 4,369 円

令和 6年 4月分  
ご利用期間 3月13日～ 4月11日  
お支払期日 5月14日  
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

ご使用量 149 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(※ご依頼人控)

支払期日	5月14日
金融機関 取扱期限日	6月 3日
コンビニ等 取扱期限日	6月13日

07453月  
24.5.27  
宮古工業高校前  
ファミリーマート

収入印紙貼付欄

充当金額：4,203 円

(5月分)

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
令和 6年 5月分

---

領収金額 **4,203 円**

料金 3,730 円  
再エネ賦課金 473 円

【再掲】  
消費税等相当額(10%) 382 円  
燃料費等調整額 -2,046.78 円  
課税対象額10% 4,203 円

令和 6年 5月分  
ご利用期間 5月1日～ 5月31日  
お支払期日 6月13日  
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

ご使用量 136 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(※ご依頼人控)

支払期日	6月13日
金融機関 取扱期限日	7月 3日
コンビニ等 取扱期限日	7月13日

07428月  
24.5.23  
宮古センチュリー-21  
ファミリーマート

収入印紙貼付欄

4月分の使用期間は、3/13日～4/11日の為、4/1日～4/11日までの11日分のみ充当

\* 日割り計算

$$4,369円 \div 30日 = 145円$$

$$145円 \times 11日 = 1,595円 \text{ (充当金額)}$$

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：5,113 円

(6月分)

切り取りずく金融機関  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
三菱UFJ銀行

**電気料金払込受領証**

下地 康教 様

電気番号 70247- 03-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
令和 6年 6月分

---

領収金額 **5,113 円**

料金 4,583 円  
再エネ賦課金 530 円

[再掲]  
消費税等相当額(10%) 464 円  
燃料費等調整額 -1,845.54 円  
課税対象額10% 5,113 円

---

ご使用量 152 kWh

\*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月16日	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: center;">日 附 印</div> <div style="font-size: 24px; font-weight: bold; margin: 0 10px;">07428</div> <div style="font-size: 24px; font-weight: bold; margin: 0 10px;">24.6.24</div> </div>
金融機関 取扱期限日	8月5日	
コンビニ等 取扱期限日	8月15日	

沖縄電力株式会社  
(13360001008565)

宮古工業高校前  
税務課庶務課

充当金額：4,914 円

(7月分)

切り取りずく金融機関  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
三菱UFJ銀行

**電気料金払込受領証**

下地 康教 様

電気番号 70247- 03-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
令和 6年 7月分

---

領収金額 **7,917 円**

料金 7,167 円  
再エネ賦課金 750 円

[再掲]  
消費税等相当額(10%) 719 円  
燃料費等調整額 -2,242.36 円  
課税対象額10% 7,917 円

---

ご使用量 215 kWh

\*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月13日	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: center;">日 附 印</div> <div style="font-size: 24px; font-weight: bold; margin: 0 10px;">07453</div> <div style="font-size: 24px; font-weight: bold; margin: 0 10px;">24.7.14</div> </div>
金融機関 取扱期限日	9月2日	
コンビニ等 取扱期限日	9月12日	

沖縄電力株式会社  
(13360001008565)

宮古工業高校前  
税務課庶務課

7月分の使用期間は、6/13日～7/11日の為、6/13日～6/30日までの18日分のみ充当

\* 日割り計算

$$7,917円 \div 29日 = 273円$$

$$273円 \times 18日 = 4,914円 \text{ (充当金額)}$$

事務所概要申告票

議員名 下地康教

1. 物件の所在

住所	沖縄県宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1-S)	
電話番号	0980-79-5111	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃借借契約先 [ 住宅情報センター株式会社 ]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

下地康教 (印)

賃貸人 氏名



住所



# 事務所費充当状況申告票

議員名 下地 康教

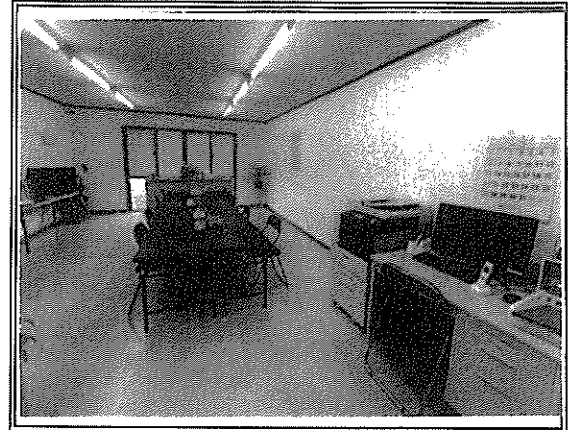
1. 事務所の状況

住所	沖縄県宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗 (1-S)
----	-------------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動専用としており、全額充当割合とする。

(関係経費)		(充当額)	
家賃(月額)	42,000 円	家賃(月額)	42,000 円
その他	円	その他	円
	円		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

下地 康教 

事務所費

重要事項説明書(建物質貸借用)

西暦 2023 年 5 月 24 日

下地 康教 様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから十分ご理解されるようお願い致します。

宅地建物取引業者 ①
商号又は名称 住宅情報センター株式会社
代表者の氏名 佐和田 功
主たる事務所 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7
(取扱店)
(取扱店TEL)
免許証番号 沖縄県知事 (8) 第 2726 号
免許年月日 西暦2023 (令和5) 年 3 月 4 日
免許有効期限 西暦2028 (令和10) 年 3 月 3 日

宅地建物取引業者 ②
商号又は名称
代表者の氏名
主たる事務所
取扱店
取扱店TEL
免許証番号 国土交通大臣・知事 ( ) 第 号
免許年月日 年 月 日
免許有効期限 年 月 日

説明をする宅地建物取引士
氏名
登録番号 知事登録 第 号
業務に従事する事務所 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7
TEL 0980-73-5933
取引の趣様 媒介・代理・貸主

説明をする宅地建物取引士
氏名
登録番号 知事登録 第 号
業務に従事する事務所
TEL
取引の趣様 媒介・代理・貸主

目的物件
名称 たいら店舗
所在地 沖縄県宮古島市平良字西里747-5
部屋番号 階 1-S 号室 間取 店舗 面積 50.93 m2
構造 RC(鉄筋コンクリート造) 2 階建 建築年月 1975年7月 総世帯数 3

- 所有権に関する事項(甲区欄)
氏名または名称
住所
●所有権にかかる権利に関する事項(甲区欄)
無
●所有権以外の権利に関する事項(乙区欄)
なし
●登記名義人と貸主が 同同じ・口異なる →理由: □転貸借・□相続。□( )
※既に(根)抵当権が設定されている場合で、当該(根)抵当権に基づく不動産売却がなされたときは、買受人は賃貸借契約及び敷金を引継ぎません。また、販売による所有権移転後は買受人に賃料相当額を支払ったうえで6ヶ月以内に本物件から退去しなくてはならない場合もありますので、予めご承知下さい。

- 2. 物件の権利関係
法令名
制限の概要 無
3. 物件の所在
物件の所在(住所) 本物件は未完成物件に □該当します。(別紙図面をご参照下さい。)
□該当しません。

- 4. 水害被害の有無
□該当しません □該当します(保全措置を行う機関)
5. 土砂災害警戒区域の有無
当該物件は土砂災害警戒区域外にあります。
6. 洪水・雨水出水・高潮
無 (洪水・雨水出水・高潮)
※ 図面名称 ( ) 水害ハザードマップにおける物件の所在地 ( )
※ 宮古島市防災危機管理室に届出したところ、現在水防法に基づく水害ハザードマップは発行されていないとの事です。但し、宮古島市防災マップは発行されているとの事です。

- 7. 敷料等の支払
● 賃料 月額 42,000 円
● 共益費 月額 円
● (水道料) 円
● (保証料) 円
★ 支払い時期・方法 毎月 27 日まで (翌・当) 月分を □口座引落 ・ □振込
● 敷金 42,000 円 (前契約より引継)
● 礼金 円
● (口振手数料) 円
● ( ) 円

大家買等の管理
宮古島市平良字西里1107-7
電話 0120-25-4500
大家買等に関する事項
宮古島市平良字西里1107-7
電話 0120-25-4500

- 1) 既に利用可能な施設
● 飲用水 : 公営 専用 メーター 指数 m
● 電気 : 沖縄電力
● ガス : プロパンガス
● 排水 : 浄化槽
2) 未完成物件の場合、施設の整備予定
● 飲用水 : 西暦 年 月 日 {公営・( )}
● 電気 : 西暦 年 月 日
● ガス : 西暦 年 月 日
● 排水 : 西暦 年 月 日

- 1) 物件の設備の整備状況
● 電気 A
● ガス 無 専用
● 台所 有 専用
● 給湯 無
● トイレ 有
● 浴室 無
● 洗面台 有
● ガス乾燥機 無
● 電話 設置可 (室内まで電話線が引込まれていない場合は、入居者負担での工事になります)
● 共設設備 無 ●エレベーター 無
● エアコン 無
● 照明 有 フロア
● 駐車場 無
● 専用庭 無
● 駐輪所 無
● 家具家電 無

シロク-ア
ポストダイヤル 無
防音 無



16. 契約の種類・期間・更新及び再契約に関する事項

- 種類 定期借家
- 契約期間 2023年6月4日 から起算して2025年6月3日 までの 2 年間
- 更新の可否 普通借家は更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません。)  
定期借家は更新のない借家契約です(合意により再契約することはできません。)
- 再契約 貸主、借主共に再契約を希望する場合、借主は契約期間満了日までに契約を締結するものとし、契約の無き場合は、期間の満了までに物件を明け渡さなければならない。なお、借主は再契約の際、手数料として、金10,000円(税別)を負担するものとする。

17. 用途その他利用の制限に関する事項

用途の制限 住居専用 入居人員 \_\_\_\_\_ 名  
店舗専用 事務所専用 飲食店不可  ( )

利用の制限 ● ペットの飼育または持ち込みは、その種類を問わず禁止します。(ただし、  
 ● ピアノやその他重慶物等の搬入または備え付け、ならびに楽器等の演奏は、禁止します。

- 補足説明
- 電気・水道・ガスは使用日付までに、各会社に開始の連絡を入れて下さい。
  - 排水施設が公共下水の場合、別途下水道使用料が発生します。
  - 排水施設が浄化槽の場合、公共下水に切替った場合は、別途下水道使用料が発生します。
  - 物件の構造をよく理解して頂き、隣や近所から騒音等の苦情が出ないようにご注意ください。
  - 電話回線を引く場合、未入居の部屋や以前の入居者が電話回線を引いていない場合は、工事費用は借主(お客様)の負担となります。
  - 設備・雨漏れの修理は、連絡後直ちに復旧できない場合もありますのでご了承下さい。
  - 新築またはリフォームを行なった物件において、建材・塗装・接着剤などの原因により体調を崩す場合もありますので、予めご承知おき下さい。このような場合には、換気や通風を十分行って下さい。
  - 新築時及び寒暖の厳しい季節は、冷暖房等の使用で室内外の温度差が大きくなり、結露が発生しクロス等の割れやカビが発生することがあります。充分な換気と冷暖房器具の設定温度を適度にする等発生を防止にご協力をお願いします。また、梅雨時や結露の発生しやすい冬場には曇りや押入れ・家具の裏側等にカビが発生することがあります。カビの予防のためには、換気を十分に行い、風通しを良くする等除湿対策をして下さい。
  - 入居後に近隣の環境が変化する場合もございます(建築による日当たり不良・店舗の撤退等)。
  - その他の事項については、別紙、賃貸借契約書の各条項を厳守して下さい。

● 供給源連絡先

電気	沖縄電力(株)	0120-586-390
水道	宮古島市水道局	0980-72-4262
ガス		
インターネット		

その他特約事項等

- 借主(お客様)は、本物件を反社会的勢力の活動の拠点(暴力団事務所)の用に供してはならないものとし、

18. 契約の解除および損害賠償の予定または違約金に関する事項

- ① 本契約成立後、借主(お客様)から契約を解除する場合は、1ヶ月以上前までに、ホームページ(過去連絡)にて通知して下さい。
- ② 借主(お客様)からの解約の申入れ日から明け渡しまでの期間が、1ヶ月未満の場合には、賃料等の1ヶ月分相当額を空室損料(違約金)として、貸主に支払うこととなります。
- ③ 賃料等を(3)ヶ月以上滞り続けた場合は、契約を解除されることがあります。
- ④ 賃料等のお支払いが支払期日に遅れた場合、遅延損害金(年14.6%)が加算されます。
- ⑤ 借主(お客様)が、故意または過失により本物件に損害を与えた場合には、借主(お客様)が賠償責任を負うこととなります。
- ⑥  本契約期間満了に退去する場合は家賃 \_\_\_\_\_ ヶ月分を期間満了損害金として貸主に支払うものとする。
- ⑦  本契約は( ) 年 月 日 ~ 年 月 日( )の家賃を( )ヶ月間滞り置きます。契約期間満了の場合は掲置き家賃は免除とします。契約期間満了の解約は退去時に掲置き家賃をお支払い下さい。

19. 本物件の家賃等の積立に関する事項

- 退去月の家賃に関して、借主は通常通り全額支払うこととする。退去後、日割り家賃等を計算し返金するものとする。
- 退去時の敷金、日割り家賃等の預り金については、部屋の明け渡し後、2ヶ月以内を目処に借主の口座に振り込み返金するものとする。振込手数料は乙(借主)の負担とする。

20. 定期借家契約の場合

- 建物賃貸借契約の種類  居住用  事業用(中途解約について)  中途解約権の内容については、契約書の通りです。
- 契約の方式 公正証書に:  しません。  します→公正証書の費用負担(口貸主・口借主・口折半)
- 契約の内容 本件建物について借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、西暦 2025年6月3日 に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。  
 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヶ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から何通知があった日から6ヶ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同条件で賃借することができます。  
 (中途解約について)  中途解約権の内容については、契約書の通りです。  
 本契約は、床面積20㎡未満の居住用目的であるため、借主において、転勤・療養・親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活本拠として使用することが困難となった時は解約の申入れをすることができます。この場合、建物賃貸借は解約の申入れの日から1ヶ月を経過することによって終了します。

21. 特約事項

所在地に関する説明

宅地建物取引業者 ①

1) 宅地建物取引業保証協会の社員でない場合

営業保証金を供託した供託所 及びその所在地	
--------------------------	--

2) 宅地建物取引業保証協会の社員の場合

名称	社団法人 全国宅地建物取引業保証協会
所在地	東京都千代田区岩本町2丁目6番3号
所属地方本部	名称 ※「社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照 所在地
弁済業務保証金を供託した 供託所およびその所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

宅地建物取引業者 ②

1) 宅地建物取引業保証協会の社員でない場合

営業保証金を供託した供託所 及びその所在地	
--------------------------	--

2) 宅地建物取引業保証協会の社員の場合

名称	
所在地	
所属地方本部	名称 所在地
弁済業務保証金を供託した 供託所およびその所在地	

以上の重要事項について、宅地建物取引士から「取引士証」を提示のうえ説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

なお、契約成立時には仲介手数料として、 〇  円(税込)を媒介を行った宅地建物取引業者に対して支払うことを承諾しました。

西暦 2023年 5 月 24 日

ご署名

下地康教

代理人



# 事務所費

## 特約条項

1. 甲（賃貸人）及び乙（賃借人）は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則が次のとおりであることを確認します。
  - ① 賃借人の故意または過失、警備注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、賃借人が負担すべき費用になること。
  - ② 建物・付帯設備等の自然的な劣化・損耗等（自然損耗・経年変化）及び賃借人の通常の使用により生じる損耗等（通常損耗）については、裏面約款第11条2項に掲げる修繕を除き、賃貸人が負担すべき費用になること。
2. 本契約において、敷金及び礼金なしで契約を結んでいる場合で本契約期間未滿に退去する場合は、家賃の1ヶ月分を違約金として支払うものとする。
3. 乙（賃借人）は甲（賃貸人）に対する賃料等の立替払いを第三者に委託する場合、乙（賃借人）も当該第三者に対する立替金償還義務の支払いの遅延は、乙（賃借人）の甲（賃貸人）に対する賃料等の支払い債務の遅延とみなされ、甲（賃貸人）はこれに基づいて、乙（賃借人）との賃貸借契約を解除する事ができることに同意します。
4. 賃貸借契約の終了に伴う乙（賃借人）の賃貸物件の明渡しに関して、甲（賃貸人）が法的手段（訴訟手続、保全手続、強制執行手続等）を取った場合に生じる一切の費用（印紙代、郵券代等のいわゆる法費の訴訟費用のみならず、弁護士費用、執行補助者費用、残置動産撤去費用等を含む）は、全て乙（賃借人）が負担する事に同意します。

## 管理に関する事項

事務所 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7	TEL 0980-73-4500 FAX 0980-73-5899
商号 住宅情報センター株式会社	登録番号 国土交通大臣（2）第1325号

## 2. 管理事務の主な内容

管理事務の内容	その他以下の事務						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">家賃等の受領</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〔挿記〕B-5に記載されている方法にて受領します。</li> <li>・支払われた家賃等は財産の分別管理規程の通り、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>再契約に係わる事務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物共用部等の定期的清掃</li> <li>・各種設備管理業務</li> <li>・入居中の修繕対応</li> <li>・入居中の相談対応</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>賃貸借契約の終了</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退去時の債務の精算業務を行います。債務の額については、その算定基礎を記載した書面を交付します。</li> </ul> </td> </tr> </table>	家賃等の受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〔挿記〕B-5に記載されている方法にて受領します。</li> <li>・支払われた家賃等は財産の分別管理規程の通り、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。</li> </ul>	再契約に係わる事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物共用部等の定期的清掃</li> <li>・各種設備管理業務</li> <li>・入居中の修繕対応</li> <li>・入居中の相談対応</li> </ul>	賃貸借契約の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去時の債務の精算業務を行います。債務の額については、その算定基礎を記載した書面を交付します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産の分別管理</li> <li>・管理会社は、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。</li> </ul>
家賃等の受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〔挿記〕B-5に記載されている方法にて受領します。</li> <li>・支払われた家賃等は財産の分別管理規程の通り、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。</li> </ul>						
再契約に係わる事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物共用部等の定期的清掃</li> <li>・各種設備管理業務</li> <li>・入居中の修繕対応</li> <li>・入居中の相談対応</li> </ul>						
賃貸借契約の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去時の債務の精算業務を行います。債務の額については、その算定基礎を記載した書面を交付します。</li> </ul>						

## 3. 保証について

<input type="checkbox"/> 連帯保証人	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証会社
連帯保証人 極度額：	家賃債務保証会社 ライフあんしん保証

〔押印欄〕 ※全ての項目を記載してください。

西暦 2023 年 5 月 24 日

住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]

住所	〒906-0007 宮古島市平良字刺中栄根701-8
氏名	下地 康教
連絡先	[REDACTED]

活動建物取引業者の <input type="checkbox"/> 媒介 <input checked="" type="checkbox"/> 代理	
住所(主たる事務所)	〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7
商号または名称	住宅情報センター株式会社
代表者の氏名	佐和田 功 TEL 0980-73-4500
免許証番号	沖縄県知事（8）第2726号
取扱店	TEL [REDACTED]
取引主氏名	[REDACTED] 登録番号（沖縄） [REDACTED] 号
業務に従事する事務所	住宅情報センター株式会社

住所	〒 [REDACTED]
氏名	△ 実印
連絡先	
極度額	

活動建物取引業者の <input type="checkbox"/> 媒介 <input checked="" type="checkbox"/> 代理	
住所(主たる事務所)	[REDACTED]
商号または名称	[REDACTED]
代表者の氏名	TEL [REDACTED]
免許証番号	[REDACTED]
取扱店	TEL [REDACTED]
取引主氏名	[REDACTED] 登録番号 [REDACTED] 号
業務に従事する事務所	[REDACTED]

住所	〒 [REDACTED]
氏名	△ 実印
連絡先	
極度額	

住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]
連絡先	[REDACTED]

この細則は、賃貸借契約書第9条第2項に基づき、賃借人(以下、「乙」といいます。)が善管注意をもって特に遵守しなければならない入居に関する基本的ルールを定めたものです。

**第1条(近隣への迷惑行為の禁止)**

乙は、本物件の使用に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) テレビ、ステレオの音量は、周囲に迷惑がかからない程度に抑える。
- (2) ドアの開閉を静かに行う。
- (3) ピアノ、大型の金庫等の重量物の搬入、備え付けまたは楽器等の演奏は行わない。
- (4) 階上に居住する者は、物やゴミ屑等を下へ落とさないよう注意する。
- (5) ペットの持ち込みが可能な場合でも、放し飼いにし、廊下等の共有部分に出したり、鳴き声や臭いで他の賃借人および近隣住民に迷惑をかけない。
- (6) 共用部(ベランダ等)で携帯電話を使用する際は、周囲に迷惑をかけない。
- (7) その他、他の賃借人および近隣住民の平穏を乱す行為をしたり、近隣が不快に思う生き物を室内に搬入しない。

**第2条(専有部分使用についての注意事項)**

乙は、専有部分の使用に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) 通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意する。
- (2) 水回りの管理に注意し、階下への水漏れがないようにする。
- (3) 水洗トイレおよび流し台等は、配水管に物をつまらせないように注意する。
- (4) 電気およびガス等の取扱いについては、事故が発生しないように注意する。
- (5) 危険物等は持ち込まない。
- (6) その他、本物件に危害を与える行為をしない。

**第3条(共用部分使用についての注意事項)**

乙は、共用部分の使用に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) ベランダ、廊下等での水の使用は、階下に水漏れが生じないように注意する。
- (2) ベランダ、廊下等は時々清掃し、落ち葉、ゴミ等で排水口を詰まらせないように注意する。
- (3) 引火性の高いもの(灯油等)はベランダ等におかない。
- (4) 隣に続いているベランダ等の場合は、火災発生時の避難のため、隣との仕切り版の付近に物を集積しない。
- (5) エレベーター内で物を散らかしたり、落書きやつばを吐いたりしない。
- (6) 共用部分で喫煙をしない。
- (7) 建物および敷地内にチラシ等を掲示しない。
- (8) 共用部分を不法占拠したり、私物を置いたりしない。
- (9) 階段、消火栓、消火器、避難器具の付近には、物を置かない。
- (10) その他、他の賃借人による共用部分の使用を妨げる行為をしない。

**第4条(ゴミ処理)**

乙は、ゴミ処理に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) ゴミ集積所は、常に清潔に使用する。
- (2) ゴミは指定のゴミ袋に入れ、必ずルールに従い所定のゴミ集積所に搬出する。
- (3) 転入時・転出時等に大量の廃棄物がある場合、自己の責任において他に迷惑をかけないように処分する。
- (4) その他、ゴミ処理に関して、他の賃借人および近隣住民に迷惑をかける行為をしない。  
もしこれに反した場合、同建物の全世帯から衛生費(2000円)を毎月徴収いたします。
- (5) 店舗・事務所の契約の場合、宮古島市の一般廃棄物(収集・運搬業許可業者一覧)の業者との契約が必要です。  
もしこれに反した場合、契約解除の対象となります。

**第5条(敷地内駐車場・駐輪場の使用)**

乙は、敷地内駐車場・駐輪場に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) 契約した敷地内駐車場・駐輪場の場合、指定場所以外に駐車・駐輪しない。
- (2) 自動車・バイクの路上駐車や自転車の路上駐輪をしない(来訪者についても、同様とする)。
- (3) 自動車・バイクの空ふかし、警笛等他人に迷惑を及ぼす騒音を発生しない。
- (4) 火気の取扱いをしない。
- (5) 引火性物質その他危険物を持ち込まない。
- (6) 空き缶・タバコの吸殻等のゴミを廃棄しない。
- (7) 敷地内駐車場・駐輪場を損壊・毀損したとき、または事故を起こしたときは直ちに甲へ届出を行う。
- (8) 修理道具、ガソリン缶等の私物を放置しない。
- (9) その他、敷地内駐車場・駐輪場の使用に関して、他の賃借人および近隣住民の迷惑になる行為をしない。
- (10) 駐車場内においての無断駐車等のトラブルに対しては原則として乙にて対処するものとする。
- (11) 駐車場内において、自然災害(大雨、洪水、台風、津波など)・火災・爆発・飛来・盗難・第三者による損害等で車両に損害が生じても貸主、管理会社は一切その責めを負いません。所有者自身で車両保険に加入するなどし、損害に備えて下さい。

**第6条(賃貸人代理人または管理業者からの注意)**

乙は、本契約および細則について、賃貸人代理人または管理業者から注意があった場合、その指示するところに従い、すみやかに是正しなければなりません。

## 台風、その他の注意事項

- ベランダの排水目皿の清掃をしてください。つまと水が溜まり、通気口より侵入し、階下に水漏れをする恐れがあります。(1階でなくとも床上浸水する場合があります)原状回復ガイドラインによれば、この事例は入居者の費用負担となります。
  - ベランダの飛来しそうな物(植木鉢・物干し竿等)は室内に入れてください。網戸も飛ぶ恐れがあるので、室内に入れてください。(この飛来によるガラス割れ、予見のできる風による網戸消失等は原状回復ガイドラインにより入居者負担となりますのでご注意ください。)
  - ベランダ設置の洗濯機は動かないように水を一杯に張ってください。
  - 室内への浸水を防ぐには窓下に新聞紙を詰めると効果的です。アルミサッシは、風速20m以上になると雨の吹込みを生じる恐れがあります。(宮古島の台風は風台風のため、どんなアルミサッシでも浸水します。)この場合の畳・床水濡れは、善管注意義務違反に当たりますのでご注意ください。
  - 万が一の断水に備え、水の備蓄をお勧め致します。(屋上にタンクがある場合、停電になると水ができません。当社検針請求しているアパート・マンションは概ね該当致します。)
  - 停電になると1、2日は開通しない場合があります。ライト・電池・ローソク等を用意すると便利です。
- トイレ・洗面台・お風呂の排水目皿には髪の毛を流さないでください。つまりの原因になります。
- ユニットバス・ユニットトイレの場合も、排水トラップに定期的に水を入れてください。  
排水トラップに水が無くなると、臭いがあがる原因となります。※洗濯バンの排水トラップも同様となりますのでご注意ください。

## 賃貸人との管理受託業務内容について

- 入居者募集
- 現地案内・入居申し込みの受付
- 契約金の受領、送金
- 定期建物賃貸借契約の締結
- 契約書の保管業務、入居審査
- 家賃・共益費等の集金業務
- 家賃等の送金、精算書の作成と送付
- 水道検針業務(連合物件のみ)
- トラブルに対する24時間電話受け付け(営業終了後は、コールセンターにつながります。)  
※夜間、緊急時(台風など)の修繕は当日中に行えません。
- 入居者退去後の検室業務
- 退去精算業務
- 宣伝企画業務・看板設置
- 共用灯の照明器具の点検及び交換

以下については賃貸住宅管理業務外なので、対応は賃借人様をお願いします。

- 共用部(廊下、階段)や駐車場敷地内の清掃、草刈り(賃貸人と別途清掃契約している場合は除く)
- 駐車場内でのトラブル(違法駐車や当て逃げ、盗難、いたずら等)
- 駐車場でのバイク・自転車のトラブル(盗難・いたずら等)
- 停電・断水による室内のトラブル
- インターネット接続不良に関するトラブル ※サービス提供会社に直接お問合せください。  
・平日の夜や日曜日等の使用者が多い時間帯の接続速度が遅くなる傾向があります。
- 郵便物の盗難
- 外から侵入する虫や動物への対応
- トラブルの加害者特定
- 入居中の室内管理(賃借人に善管注意義務があるため)
- 近隣の騒音トラブル・ゴミ出しマナー、入居者同士のトラブル
- 民事事件・刑事事件に発展する恐れのある事(のぞき・盗難・傷害等)

入居者は共用部について、清潔、安全に使用できるように努めなければいけません。

上記内容について、説明を受けました。

西暦 2023年 5月 24日

氏名

下地 康敬

契約No:

担当者: 宮林

## 定期建物賃貸借契約書に関する説明書

下地 康教 様

下記不動産について、借地借家法第38条第3項の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから十分ご理解されるようお願い致します。

賃貸人	住所	
	氏名	

(説明) 代理人	住所	沖縄県宮古島市平良字西里1107-7
	会社名	住宅情報センター株式会社
	代表者名	佐和田 功

目的物件	建物名称	たいら店舗	部屋番号	1-S
	所在地	沖縄県宮古島市平良字西里747-5		

契約期間	2023年 6月 4日 から起算して	2025年 6月 3日 まで	2年	
通知期間	期間満了の1年前 2024年 6月 3日	から	期間満了の6か月前 2024年 12月 3日	までの間

上記に記載する賃貸借の目的物件（以下、「本物件」という）につき、定期建物賃貸借契約（以下、「本契約」という）を締結するにあたり、借地借家法第38条第3項に基づき、次の通りご説明します。

1. 契約期間は、上記「契約期間」に記載する通りとします。
2. 本契約は、定期借家契約であり、更新がなく、期間の満了により契約は終了いたします。
3. 契約期間が1年以上の場合、賃貸人（または代理人）は、上記「通知期間」内に、賃借人である貴殿に対し、期間の満了によりこの賃貸借契約が終了する旨を、書面をもって通知いたします。但し、通知期間経過後に、通知を行った場合については、その通知の日から6か月を経過した日に本契約は終了いたします。
4. 貴殿が契約期間満了後においても引続き賃借する意向を示された場合については、期間の満了日の翌日を始期とする賃貸借契約（再契約）の締結は、あくまでも賃貸人と賃借人である貴殿との新たな合意に基づくものであるため、別途協議させていただきます。協議が整わない場合は、再契約は締結されませんので、契約期間の満了時まで、本物件を明渡し頂きますようお願いいたします。

上記の借地借家法第38条第3項に基づく内容につき、賃貸人または代理人より説明を受けました。

西暦 2023 年 5 月 24 日

賃借人	氏名	下地 康教	印
-----	----	-------	---

個人情報の取り扱いについて

〒906-0012 沖縄県宮古市千良字西里 1107-7  
 住宅情報センター株式会社 代表取締役 佐和田 功

当社は、個人情報保護の徹底を図るため、個人情報の取得と取扱いに関して以下の通り制定し、これを遵守致します。

1. 個人情報に対する当社の基本的姿勢

当社は、個人情報保護に関する法令と社会秩序を尊重・遵守し、役員はじめ全ての従業員が取り扱う個人情報の重要性を認識するとともに適正な取扱いと保護に努めます。

2. 当社が取得する個人情報の利用目的

- (1) 不動産の賃貸・売買・交換及びそれらの媒介・代理・紹介、入居申込結果等の連絡、信用情報機関への信用照会、物件管理等に関する契約・修繕・原状回復その他取り決め事項の履行に必要な範囲における、利用・管理及び情報・サービスの提供
- (2) コンサルティング、調査等に関する契約その他取り決め事項の履行に必要な範囲における、利用・管理及び情報・サービスの提供
- (3) サービス利用状況分析による適切なサービスの広告・宣伝、その他当社 (<https://www.iic-1ic.com/>) より發送されるダイレクトメール、電子メールアドレス又はWebサイト等を利用した情報サービスの提供
- (4) 提供するサービス・付帯商品等について、架電・電子メール・SNS・郵送その他の方法による説明・一次対応・申込方法などのご案内
- (5) 他社との提携により提供するサービス・付帯商品等について、架電・電子メール・SNS・郵送その他の方法による説明・一次対応申込方法などのご案内
- (6) 顧客数集計やサービス利用状況の分析による、各種リスクの把握・管理、提供する商品やサービスの質を高めるための動向調査、市場調査、商品開発等のデータ及び広告反響等の各種調査
- (7) 前各号に定める利用目的の達成に必要な範囲における個人情報の第三者提供

3. お客様の個人情報の第三者への提供

当社は、以下のいずれかに該当する場合は除き、個人情報を当社グループ会社以外の第三者へ開示又は提供しません。

- (1) お客様からのお問い合わせ・相談等を、お客様の同意を得て提供する場合
- (2) 他社との提携により提供するサービス・キャンペーンにおいて、お客様の同意を得て当該他社に提供する場合
- (3) 法令により開示・提供が許容されている場合
- (4) 裁判所、検察庁、警察又はこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合
- (6) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の承諾を得ることが困難である場合
- (7) 国又は地方公共団体等が公的な事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- (8) その他、お客様ご本人の同意がある場合

4. 個人データの共同利用

当社は、下記に記載したとおり個人データを共同利用します。

- (1) 共同して利用する個人データの項目：お客様の氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス等
- (2) 共同して利用する者の範囲：当社グループ会社、当社が代理店業務を行っている保険会社、各種サービス提供のために当社が委託又は提携している次の会社（あんしん保証株式会社、株式会社エポスカード、株式会社レキオス）
- (3) 共同して利用する者の利用目的：上記2.に記載の目的
- (4) 共同利用に関する個人データの管理責任を有する者：住宅情報センター株式会社

5. お客様の個人情報の保護対策

- (1) 個人情報の取扱いに関する個人情報管理責任者を設置し、法令規程に違反している事実を把握した場合の責任者への報告体制を整備します。
- (2) 個人情報の取扱いに関する留意事項について、規程に記載するとともに、定期的な研修会を実施することで従業員へ周知徹底します。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うよう要請します。
- (3) 個人情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止するため、個人情報を取り扱う区域において従業員の入室管理を行うなどの必要な対策を講じて、適切な管理を行います。
- (4) 当社が保有する個人データを取り扱う情報システムについては、外部ネットワークやデータベースのアクセス権限を制限するほか、不正ソフトウェアから保護するシステムを導入します。

6. お客様の個人情報処理の外注委託

当社が保有する個人情報の処理について外注委託をするときは、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います

7. お客様からの開示請求、苦情・訂正・利用停止、第三者提供記録の開示等の申し立て（開示請求等）

- (1) 個人情報の取扱責任者： [ ]
- (2) 苦情・相談窓口： 管理部 (E-mail: [ ])
 

電話：0980-73-4500 FAX：0980-74-2311

\*お客様からの開示請求等は上記へお願いします。なお、開示方法にご希望がない場合又はご希望された方法による開示が困難である場合は、書面にて回答いたします。

8. 個人情報の削除・消去

お客様との取引終了後（成約に至らなかった場合は入手後）において保管記録等の一定期間経過後、お客様の事前・事後の承諾を得ることなくお客様の個人情報を安全かつ完全に削除・消去いたします。

保険証を身分証としてご提示またはご送付される場合、弊社お印番・番号・郵便番号等の告知を求めていますので、マスキングをお願いいたします。マスキングがない場合は任意でのご提供として、弊社においてマスキングを施す等の措置を取らせていただきます。

個人情報の取得と取扱いについて承諾し、本書面の交付を受けました。

西暦 2025年 6月 24日

ご氏名 下地 康教

## 特約事項

甲＝賃貸人 乙＝賃借人

## 第1条 (賃料等の支払)

乙の賃料等について(株)ライフの行う家賃カード決済契約を利用する場合は、(株)ライフを通じて甲に支払うものとし、その内容については別途乙と(株)ライフ間で締結する家賃カード決済契約に定める方法によるものとする。

## 第2条 (更新保証料の支払)

乙と賃貸あんしん保証㈱との保証委託契約の更新保証料が発生した場合は、賃貸借契約の更新に基づき、家賃カード制度により引落しを行うものとする。但し、引落しの手数料は不要とする。

## 第3条 (家賃カード停止後の賃料等の支払)

前期家賃カードが停止になった場合、以後乙は賃貸あんしん保証㈱との間の賃貸保証委託契約書第3条2項の保証料、滞納賃料((株)ライフへの滞納支払金)、通常賃料等を各約定に基づき下記口座に支払わなければならない。

記

三菱東京UFJ銀行

口座名義 賃貸あんしん保証㈱

## 第4条 (賃貸借契約の解除事由)

甲は、下記事由のいずれかが発生することによっても本件賃貸借契約を解除することができる。

- 1 乙が(株)ライフに対する支払債務を滞納し、家賃カードが停止になった場合。
- 2 乙が賃貸あんしん保証㈱に対する支払債務を3ヶ月分以上滞納した場合。

## 第5条 (賃貸借契約の当然終了)

乙が家賃カードを停止になった後、無断不在を1ヶ月以上継続した場合は、本件賃貸借契約は当然に終了する。

## 第6条 (賃貸借契約終了時の精算手続)

敷金、保証金等賃貸借契約終了時に甲より乙に返還すべき金員がある場合において、乙の賃貸あんしん保証㈱に対する未払債務が存するときは、甲またはその物件を管理する管理会社が当該金員を上記未払債務の弁済に充てることを乙は予め同意する。

## 第7条 (残置物の処分)

賃貸借契約が解約・解除・当然終了等その他理由の如何を問わず終了したときは、その物件に残置された残置物、放置車両等の所有権を放棄したものとし、甲またはその物件を管理する管理会社または賃貸あんしん保証㈱においていかなる処分をしても乙は何ら異議申し立てをしない。

## 第8条 (合意管轄裁判所)

甲と乙は、本特約事項について紛争が生じた場合、賃貸あんしん保証株式会社の本店、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。

## 第9条

本特約条項に矛盾する本契約書の各条項は、本特約条項により変更されたものとする。

以上の特約事項を通読し理解した上、署名、押印いたします。

賃借人

下地 康教



事務所費



駐車場賃貸借契約書

貸主  ・ 借主 下地 康教 様

営業種目

賃貸 賃貸マンション・アパート・事務所・店舗  
売買 土地・中古住宅・建築条件付分譲・建売住宅



(有) トータル企画

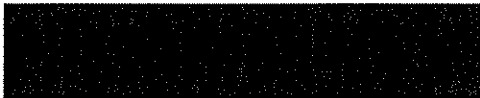
代表取締役 平良 盛雄

〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根909-6  
電話 0980-73-2186

## 駐車場賃貸借契約書

賃貸人

住所氏名



賃借人

住所氏名

沖縄県宮古島市平良字東仲701-8  
下地康教

上記の通り駐車場の賃貸借契約を締結致します。

### 第一条

(目的及び駐車場の表示) 賃借人は次の場所の駐車場を賃貸し、賃借人は次の自動車の駐車に使用するためこれを賃借します。

(1) 駐車場の名称

所在地 宮古島市平良字西里747-9

専用面積 1台につき約13平方メートルとする。

(2) 自動車台数 3台使用

登録番号

### 第二条

(料金) 賃借料は、毎月3,000円とし、6ヶ月分を一括払いとする。

### 第三条

(期間) 賃貸借期間は 令和6年6月1日から

令和7年5月31日までの1年間とする。

ただし、当事者間で予め更新の合意が成立したときには契約を更新します。

### 第四条

(利用方法) 賃借人は駐車に関し賃貸人の定める管理規則に従うものとし、他人に迷惑をかけないように駐車場を利用しなければなりません。

### 第五条

(賠償義務) 賃借人またはその関係者が駐車場の建造物または施設及び他人の自動車に損害を与えたときには、賃借人は速やかに損害賠償をするものとします。

第六条

(解除約款) 賃借人が次ぎの場合の各に該当したときには賃貸人は催告をしないで直ちに本契約を解除する事ができます。

1. 賃借料の支払いを怠ったとき。
2. 賃借人が駐車場を転貸したとき。
3. 賃借人が賃貸人の定める管理規則に違背したとき。
4. その他この契約の条項の各に違反したとき。

第七条

(損害負担) 賃貸人は賃借人の駐車場利用に関し賃借人の受けた損害について責任を負わないものとします。

第八条

(解約) 各当事者は各ヶ月以前に予告すれば本契約を解約できるものとします。ただし、賃借人は右予告に代え賃借料一台につき各ヶ月分相当額の金額を支払って即時に解約できるものとします。

第九条

(返還義務) 賃借人は本契約終了後直ちに自動車を移動して駐車場を明渡さなければならず、賃借人が本契約終了後明渡をなさないときは、賃借人は本契約終了後の翌日より明渡完了まで賃借料相当額の損害金を支払わなければなりません。なお、賃借人が本契約終了後自動車を残置するときは、賃貸人は賃借人の費用でこれを適宜処分することができるものとします。

第十条

(保証金) 本契約締結の際、賃貸人は保証金として金0円也を賃借人から申し受けるものとします。

この保証金は、本契約終了後明渡を完了した場合に返還することとし、延滞賃借料その他賃借人の債務があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第十一条

(合意管轄) この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十二条

(特約事項) 本契約に関しての保証金は無しとします。

上記の通り契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、各自署名押印の  
うえ、各巻通を所持します。

令和 6年 5月 30日

貸 貸 人  
住 所  
氏 名



貸 借 人  
住 所  
氏 名

沖縄県宮古島市平良字東仲 701号

下地 康 敬



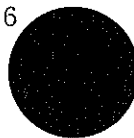
貸貸人代理人

住 所  
氏 名

宮古島市平良字東仲宗根 909-6

有限会社 トータル企画

代表取締役 平 良 盛 雄



添付資料

●政務事務所 来客用駐車場（12番）外觀



## 経費区分別支出一覧表

経費区分      事務費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
6/24	事務所固定電話料金(6月分)	8,249	全額	8,249
毎月払	インターネット利用料(R6.4月分～R6年6月分)	17,640	その他	11,040
5/14	複写機使用料及び賃貸料(4月分、振込手数料含む)	13,798	全額	13,798
6/24	複写機使用料及び賃貸料(5月分、振込手数料含む)	11,935	全額	11,935
7/5	複写機使用料及び賃貸料(6月分、振込手数料含む)	13,005	全額	13,005
5/27	携帯電話(4月分)	14,986	1/2	7,493
6/25	携帯電話(5月分)	13,537	1/2	6,768
5/26	事務用品代(クリップボード)	1,122	全額	1,122
事務費 充当合計		/	/	73,410

事務費

固定電話料金

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額 8,249 円  
(6月分)

5月分 4,283円 (4/1~4/30)  
6月分 3,966円 (5/1~5/31)  
合計 8,249円

\* 奇数月の請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月にまとめて請求しています。

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMでお金を引き出す際は、お預けの口座に必ずお振込みください。お振込みの際は、お振込み先を必ずご確認ください。

ご請求先氏名  
下地 康教 様

お客様番号  
[REDACTED]

2024年 6月ご請求分  
金額(円)  
¥8,249-

受取人  
NITファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 印  
07428  
24.6.24  
宮古センチュリー21  
ファミリーサービス

取入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

● インターネット利用料 (テレビ視聴料含まず)

充当金額 3,680円 (請求額5,880円-テレビ視聴料2,200円)

払込受領書		払込受領書		払込受領書	
お客様番号	コンビニエンスストアでは金額を訂正してのお支払いはできません。	お客様番号	コンビニエンスストアでは金額を訂正してのお支払いはできません。	お客様番号	コンビニエンスストアでは金額を訂正してのお支払いはできません。
ご依頼人 下地 康教 様		ご依頼人 下地 康教 様		ご依頼人 下地 康教 様	
受取人 宮古テレビ株式会社 (収納代行 CNS)		受取人 宮古テレビ株式会社 (収納代行 CNS)		受取人 宮古テレビ株式会社 (収納代行 CNS)	
金額 ¥5,880 (うち消費税等 ¥534)		金額 ¥5,880 (うち消費税等 ¥534)		金額 ¥5,880 (うち消費税等 ¥534)	
備考 2024年4月請求分		備考 2024年5月請求分		備考 2024年6月請求分	
受領印		受領印		受領印	
(ご依頼人控)		(ご依頼人控)		(ご依頼人控)	
(4月分)		(5月分)		(6月分)	



**事務費**

複写機

(使用料・賃貸料)

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

● 複写機 (使用料及び賃貸料) ※振込手数料含む  
 充当金額：13,798 円 (4 月分)

充当金額：11,935 円 (5 月分)

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切に持ち帰ってください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年月日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060514		130074	0187
	店舗番号	口座番号	
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥13,798	
お取引時刻	お取引後残高		
10:56			
琉球銀行			
	口座番号		
受取人	カ.ミヤツキカク 様		
依頼人	シモン ヤスノリ 様		
振込日	06-05-14		
振込金額	¥13,743		
振込手数料	¥55		
0514011	印紙税収納 付につき那覇 税務署承認済		

琉球銀行

102-317(23.01)

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切に持ち帰ってください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年月日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060624		130135	0187
	店舗番号	口座番号	
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥11,935	
お取引時刻	お取引後残高		
11:42			
琉球銀行			
	口座番号		
受取人	カ.ミヤツキカク 様		
依頼人	シモン ヤスノリ 様		
振込日	06-06-24		
振込金額	¥11,880		
振込手数料	¥55		
0624026	印紙税収納 付につき那覇 税務署承認済		

琉球銀行

102-317(23.01)

充当金額：13,005 円 (6 月分)

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切に持ち帰ってください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年月日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060705		330119	0187
	店舗番号	口座番号	
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
お振込		¥13,005	
お取引時刻	お取引後残高		
12:17			
琉球銀行			
	口座番号		
受取人	カ.ミヤツキカク 様		
依頼人	シモン ヤスノリ 様		
振込日	06-07-05		
振込金額	¥12,950		
振込手数料	¥55		
0705103	印紙税収納 付につき那覇 税務署承認済		

琉球銀行

102-317(23.01)

充当割合：5/10 (政務活動以外が含まれるので按分)

携帯電話

- 携帯電話  
充当金額：7,493 円 (4月分)

## 料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2024年 5月ご請求分 (4月利用分)

下地 康教 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
右記KDDI料金を 5月 27日ご指定の口座から  
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	6025477468
領収金額 AMOUNT RECEIVED	14,986円
うち消費税等 TAX	895円

KDDI株式会社  
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番2号 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

4月分1/2按分  $14,986 \div 2 = 7,493$  円

充当割合：5/10 (政務活動以外が含まれるので按分)

- 携帯電話  
充当金額：6,768 円 (5月分)

## 料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2024年 6月ご請求分 (5月利用分)

下地 康教 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
右記KDDI料金を 6月 25日ご指定の口座から  
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	6025477468
領収金額 AMOUNT RECEIVED	13,537円
うち消費税等 TAX	895円

KDDI株式会社  
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番2号 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

5月分1/2按分  $13,537 \div 2 = 6,768$  円

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

● 事務用品代【クリップボード代】

# 領収証

宮古島市平良字西里1001-11

のづ文具店

電話 74-3153

千地やあり 様

令和6年 5月 26日

下記のとおり 申し上げます 登録番号 T2360001014110

税込 合計金額	¥ 1122 -	消費税額等	102
------------	----------	-------	-----

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	税率
	クリップボード			1122	10
合計 (税抜・税込)				¥ 1122 -	
税率					10%
消費税額等				102	